

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

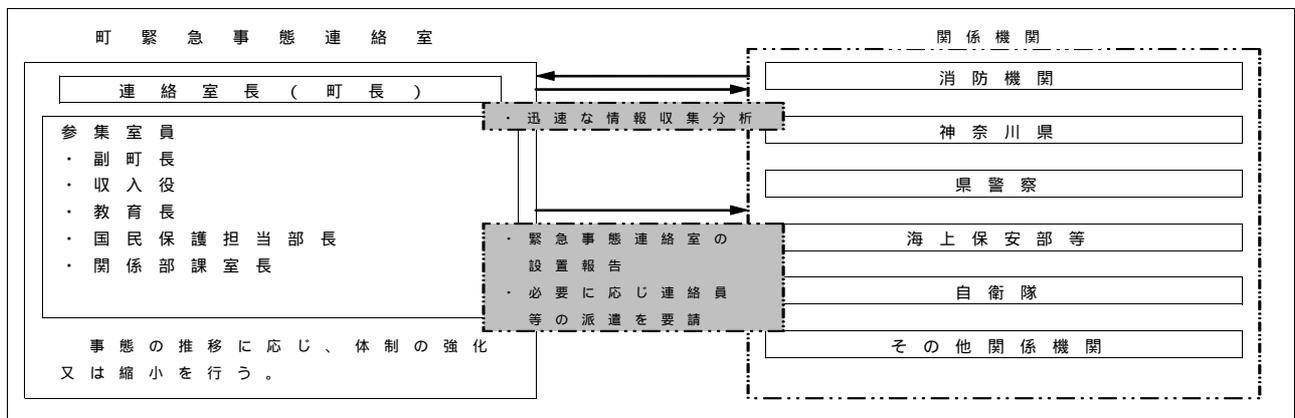
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

### 1 事態認定前における町緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

#### (1) 緊急事態連絡室等の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、町緊急事態連絡室を設置する。町緊急事態連絡室は、町対策本部員のうち、国民保護担当部長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### 【町緊急事態連絡室の構成等】



町緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の

関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、町緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、町緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

## (2) 初動措置の確保

町は、町緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等について認知した際は、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定等の応急措置を行う。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

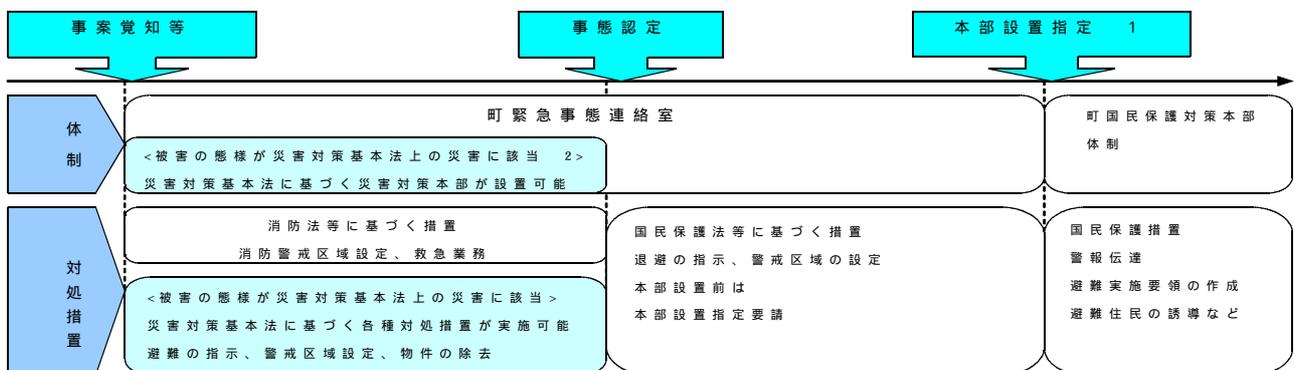
町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

## (4) 対策本部への移行に要する調整

町緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、町緊急事態連絡室は廃止する。

この場合において、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

危機発生時のフローチャート



1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、町緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 町対策本部の設置

#### (1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。なお、事前に町緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替える。

町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、町対策本部に参集するよう連絡する。

町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町庁舎3階会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等、町対策本部を町庁舎内に設置できない場合は、あらかじめ指定した予備施設に町対策本部を設置する。

また、町外への避難が必要で、町に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

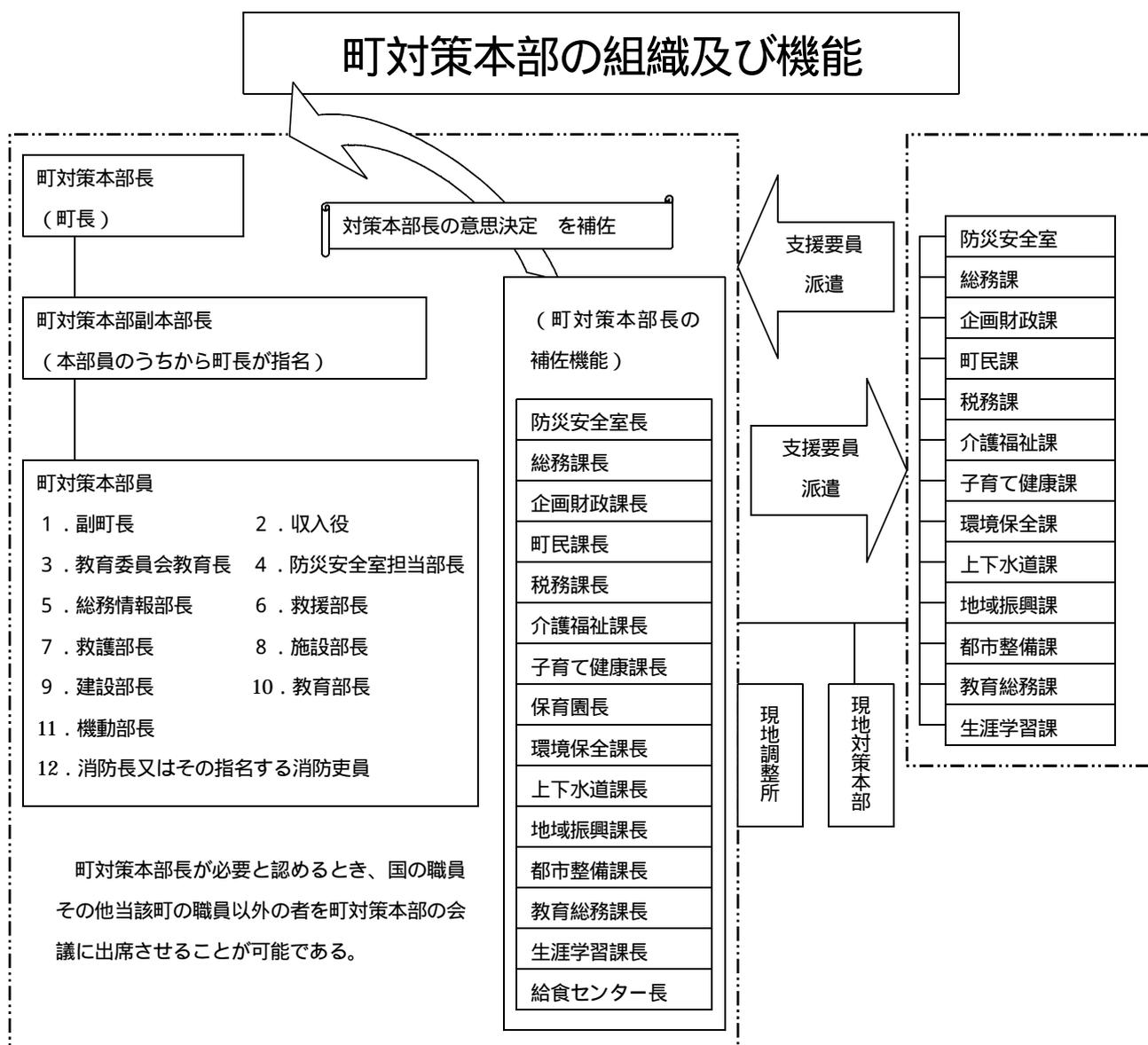
(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】



町の各部課室における武力攻撃事態における業務

	共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町国民保護措置の実施に関すること</li> </ul>
本 部	防災安全室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町対策本部の設置・移転及び運営に関すること</li> <li>・町対策本部の各部課局との連絡及び総合調整に関すること</li> <li>・国及び県対策本部との連絡、調整及び情報の共有に関すること</li> <li>・他の市町村との協議及び応援等に関すること</li> <li>・初動連絡体制の確立及び初動措置の立案に関すること</li> <li>・指定行政機関の長及び指定公共機関等への措置要請に関すること</li> <li>・自衛隊等の部隊の派遣要請等に関すること</li> <li>・市町等に対する応援等に関すること</li> <li>・自主防災組織及びボランティアの活動に関すること</li> <li>・警報の通知、避難の指示、救援の措置、退避の指示、警戒区域の設定及び緊急通報に関すること</li> <li>・生活関連等施設の安全確保等に関すること</li> <li>・消防に関する措置及び指示等に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付及び使用の許可に関すること</li> <li>・所管施設の安全確保及び応急の復旧に関すること</li> <li>・被災状況の提供等に関すること</li> <li>・避難施設・集合施設等に関すること</li> <li>・その他各対策課に属さない事務に関すること</li> </ul>
総 務 情 報 部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町対策本部の情報の収集及び取りまとめに関すること</li> <li>・職員の服務、動員、派遣、受入等に関すること</li> <li>・職員の活動支援、安否、補償等に関すること</li> <li>・町の所有に属する財産・車両等の管理等に関すること</li> <li>・庁舎の電気及び通信施設保全</li> </ul>
	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の議会関係の連絡調整の整備に関すること</li> <li>・視察、見舞金等主要来庁者の受入れ体制に関すること</li> </ul>
	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護措置に要する予算に関すること</li> <li>・町対策本部における広報・広聴に関すること</li> <li>・ホームページにおける情報提供に関すること</li> <li>・安否情報の照会への回答・提供に関すること</li> <li>・所管施設の安全確保及び応急の復旧に関すること</li> </ul>
救 援 部	町民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明の交付に関すること</li> <li>・埋葬及び火葬に関すること</li> <li>・部内の応援並びに災害応急対策に関すること</li> <li>・町民相談に関すること</li> </ul>

救 援 部	税務課 会計室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災に係る宅地物件の被害調査に関する事</li> <li>・町民税その他料・税の減免に関する事</li> <li>・災害時の緊急支払いに関する事</li> <li>・災害活動の出納に関する事</li> <li>・義援金、寄付金の受付、保管、配分に関する事</li> <li>・広域避難所の開設、運営協力に関する事</li> <li>・災害救助物資の搬送・配布に関する事</li> </ul>
救 護 部	介護福祉課 子育て健康課 大井保育園 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所の開設に関する事</li> <li>・被災者の調査及び日赤活動との連絡調整に関する事</li> <li>・救急医療、助産及び保健活動に関する事</li> <li>・医薬品の調達及び医療機関、保健所その他関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・主管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>・保育園児の避難誘導及び援助または収容に関する事</li> <li>・災害による応急保育に関する事</li> <li>・非常用食糧の応急炊出しに関する事</li> <li>・ボランティアの受入れ調整及び連携に関する事</li> </ul>
施 設 部	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害地の防疫、衛生活動に関する事</li> <li>・動物救護対策に関する事</li> <li>・廃棄物処理対策に関する事</li> </ul>
	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設、公共下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・非常用飲料水貯留槽ろ水機の運用に関する事</li> <li>・応急飲料水の確保及び給水に関する事</li> </ul>
建 設 部	地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要食糧等の調達に関する事</li> <li>・農業関係の被害状況調査に関する事</li> <li>・家畜防疫に関する事</li> <li>・主管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> </ul>
	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川、橋りょう等の被害状況調査及び災害復旧に関する事</li> <li>・地滑り、崖崩れ等の災害地の調査及び災害応急対策に関する事</li> <li>・応急対策に必要な土木機械器具及び資材等の調整に関する事</li> <li>・被災物件の応急処理に関する事</li> <li>・応急仮設住宅の設置に関する事</li> <li>・水防に関する事</li> <li>・建築物震後対策に関する事</li> <li>・開発造成地の調査及び指導に関する事</li> </ul>

教 育 部	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校その他教育機関との連絡調整に関すること</li> <li>・園児・児童・生徒の避難誘導及び援助又は収容に関すること</li> <li>・災害による応急教育及び児童・生徒に対する学用品の給付及び給食に関すること</li> <li>・避難場所の開設及び運営の協力に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>・文教関係義援金、寄付金に関すること</li> </ul>
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護及び応急対策に関すること</li> <li>・社会教育団体との連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>・広域避難所の開設及び運営協力に関すること</li> <li>・広域避難所での町民相談に関すること</li> </ul>
機 動 部	消防団 足柄消防組 合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集に関すること</li> <li>・消防機関の統制に関すること</li> <li>・火災等その他災害予防、警戒防ぎょに関すること</li> <li>・人命救助及び救護活動に関すること</li> <li>・死者及び行方不明者の捜索に関すること</li> <li>・他に属さない消防に関すること</li> </ul>

#### (4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

#### (5) 町現地対策本部の設置

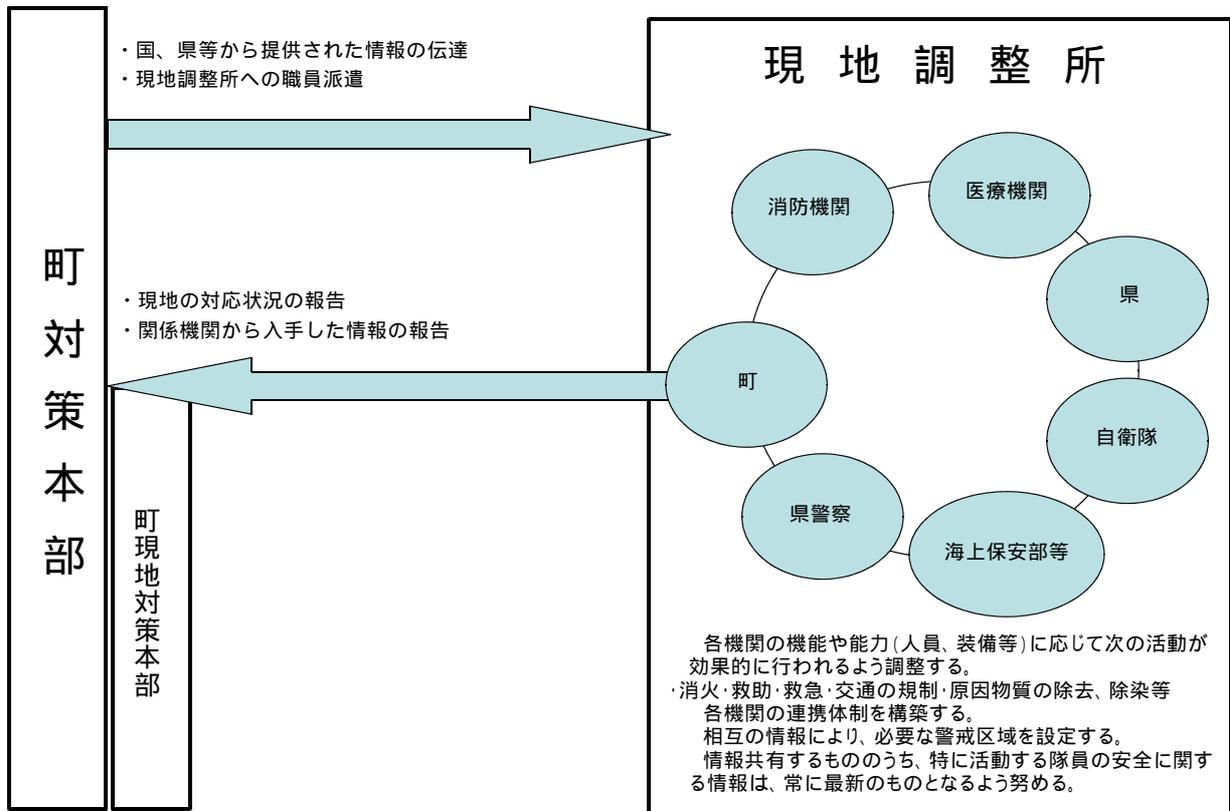
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長及び町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## 【現地調整所の組織編成】



### (7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

#### 町内における国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

#### 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

#### 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町内における国民保護措置の実施に關し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

#### 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町内における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

#### 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

#### (1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

町は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

町は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする神奈川地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を定めて委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

## (2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

## 8 住民への協力要請及び救援物資の受入れ等

### (1) 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

### (2) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

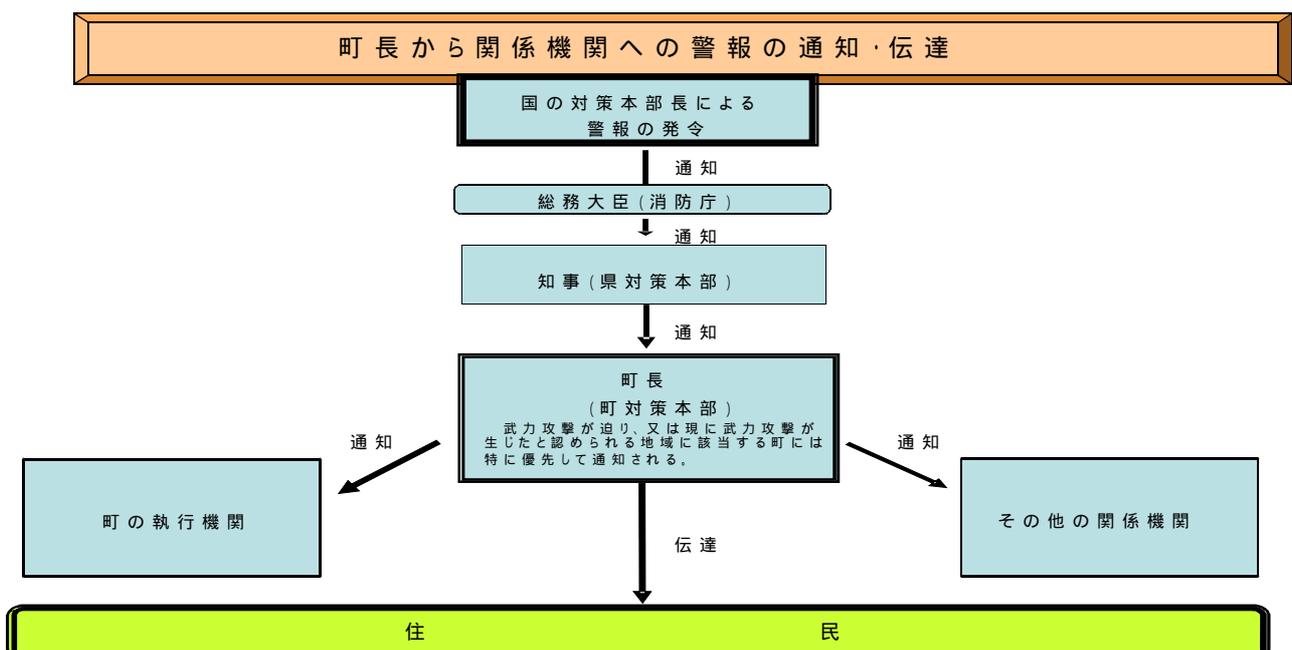
町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

町は、町の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。

町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。

町長から関係機関への警報の伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



## 2 警報の内容の伝達方法

### (1) 警報の伝達

警報の内容の伝達方法については、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

### (2) 各世帯等への警報の伝達

町長は、職員及び消防団長を指揮し、また消防長と協力して、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

### (3) 災害時要援護者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、災害時要援護者について、福祉部局との連携の下で避難支援プラン等を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう配慮する。

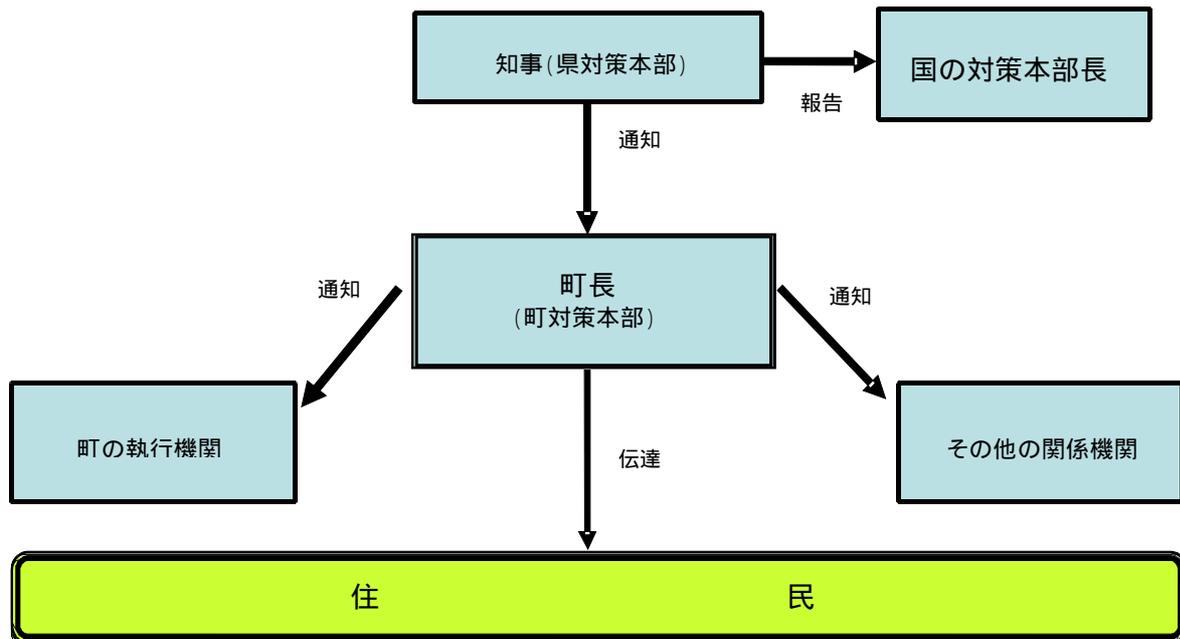
### (4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の場合と同様とする。

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

#### 町長から関係機関への緊急通報の通知・伝達



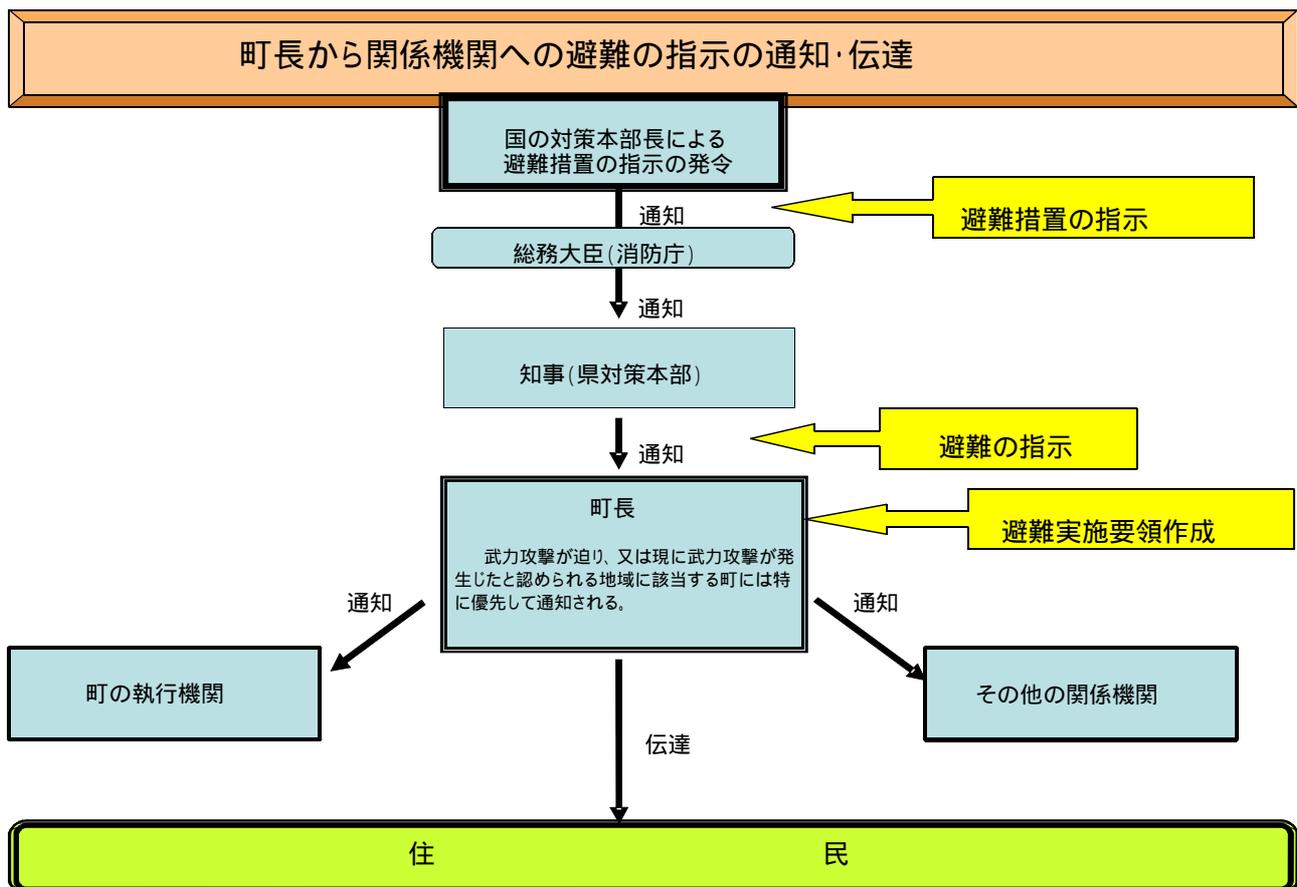
## 第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、その内容を、住民に伝達し、関係機関に通知する。



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### (2) 避難実施要領に定める事項

町長は避難実施要領に次の事項を定める。ただし、時間的な余裕がない場合においては、避難誘導のために必要不可欠な情報を簡潔に記載するものとする。

#### 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

##### ア 避難の手段及び避難の経路

避難先への交通手段を明示するとともに、避難経路等を可能な限り具体的に記載する。

##### イ 一時集合場所

避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の名称、住所等を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所等への交通手段について記載する。

##### ウ 集合時間

一時集合場所等への集合時間、避難先への出発時刻等を可能な限り具体的に記載する。

##### エ 要避難地域及び誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所等を可能な限り明示するとともに、自治会、学校、事業所など、地域の実情及び武力攻撃等の状況に応じて、避難の実施単位を記載する。

##### オ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項など集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

#### 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

##### ア 職員、消防職員等の配置等

避難住民の避難誘導が的確かつ迅速に行えるよう、職員並びに消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を記載する。

##### イ 要援護者への対応

高齢者、障がい者等の自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの要援護者への対応方法を記載する。

### ウ 食糧等の支援

避難誘導中に避難住民への食糧、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるようにそれらの支援内容を記載する。

### エ 残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

その他避難の実施に関し必要な事項

#### ア 避難先

避難先となる施設の名称、住所、連絡先等を可能な限り具体的に記載する。

#### イ 携行品及び服装

避難に必要な携行品、服装等について記載する。

#### ウ 緊急連絡先

避難誘導から離脱してしまった場合など、問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

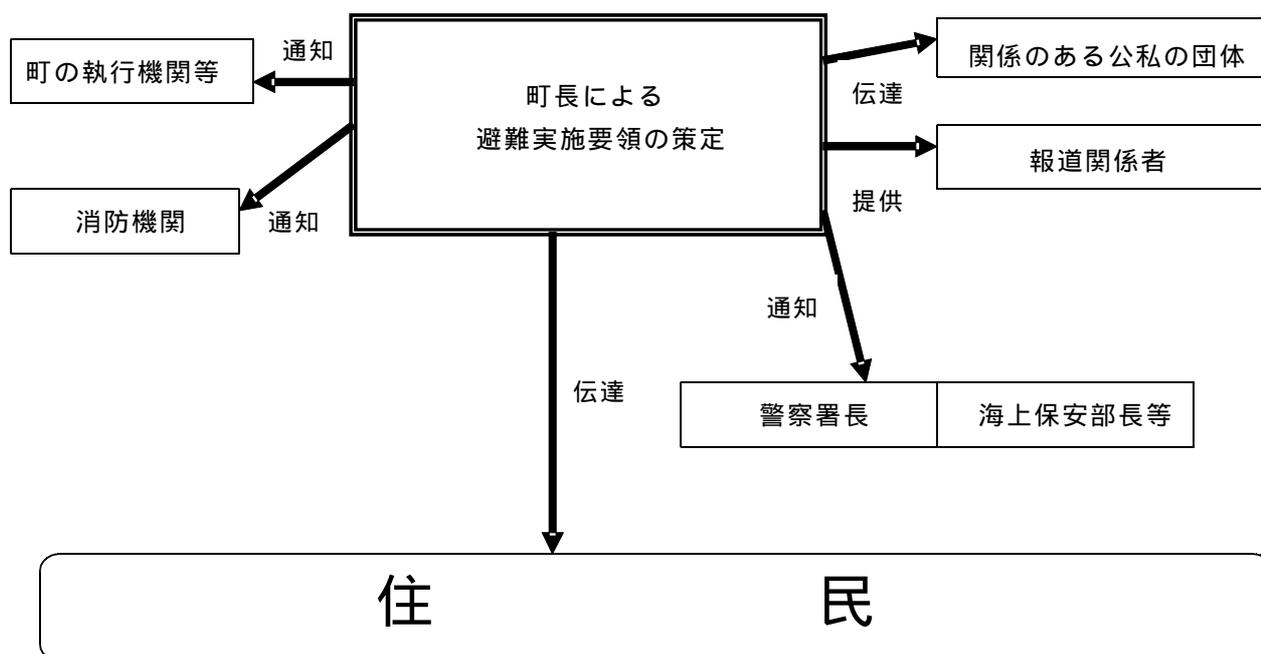
### (3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

#### 町長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、また消防長と協力して避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、保育園、学校、自治会等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所、要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防団の活動

消防団は、消火活動並びに救助及び救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認及び要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 消防本部及び消防署との連携

町長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消防長と緊密な連携を図る。また、町長は避難住民の誘導に関し、特に必要があると認めるときは、消防組合の組合長に対し、消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求める。

#### (4) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、町職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模及び状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織及び自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食糧の給与等の実施及び情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食糧の給与、飲料水の供給及び医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡及び運送手段の確保を的確に行う。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

## (12) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

## (13) 避難住民の運送の求め等

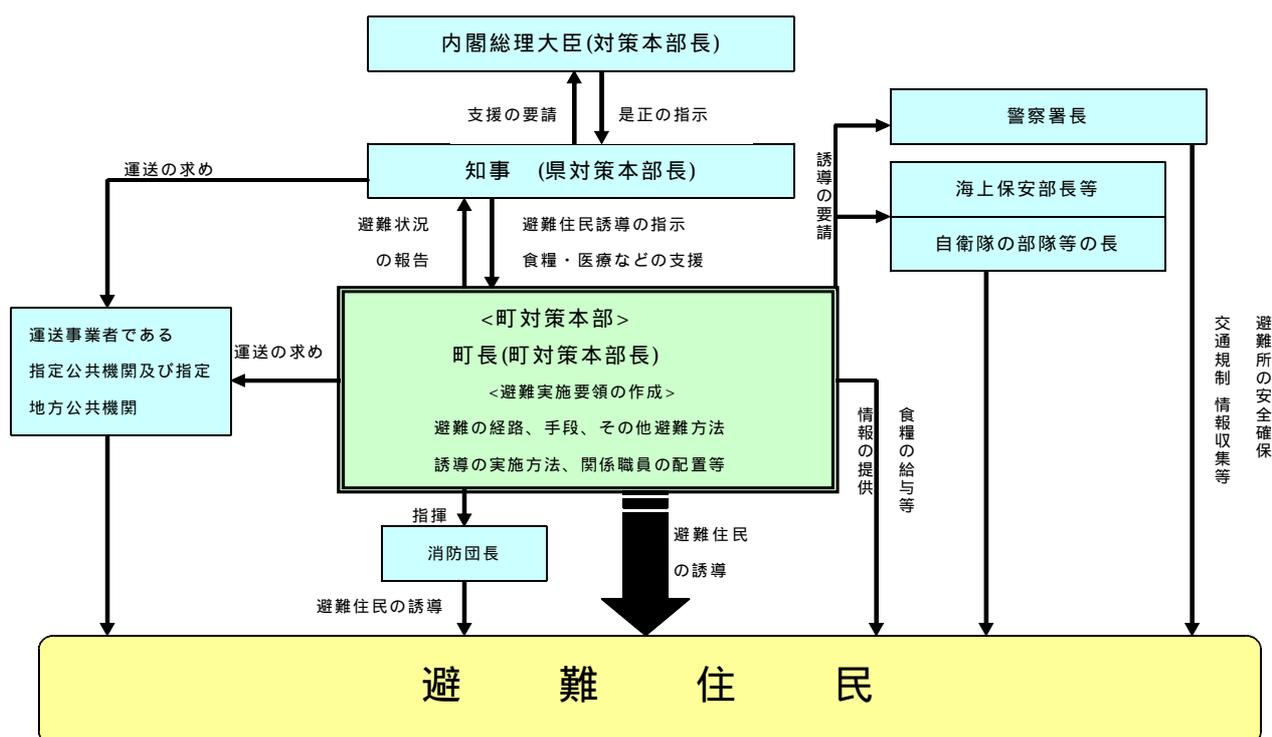
町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

## (14) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

### 避難住民の誘導



## 第5章 救援

町長は、知事が実施する避難住民等の救援の補助を行うとともに、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うことも想定されることから、町は、次のとおり、救援に関して必要な事項を定める。

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

町長は、知事から町長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知があったときは、町長が行うこととされた救援を関係機関の協力を得て行う。

#### (2) 救援の補助

町長は、上記で町長が行うこととされた救援を除き、知事が実施する救援の補助を行う。

### 2 救援の内容

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、さらに町地域防災計画の内容を踏まえて、次のとおり救援を行う。

また、町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

#### (1) 避難所の供与

##### 避難所の開設

町は、県と調整の上、避難所の開設場所を決定して、避難所を開設する。

##### 避難所の周知

町は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県、県警察、自衛隊等の関係機関に連絡する。

##### 避難所の運営管理

ア 避難所の運営は、避難所の担当職員が自主防災組織等と協議し、行う。避難所の運営に当たっては、傷病者、妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者等の要援護者に十分配慮する。

イ 町は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、避難者のリスト等の作成を行う。

ウ 町は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、プライバシーの確保等に配慮する。

エ 町は、避難所における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努める。

オ 町は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、関係機関と連携して対応するよう努める。

## (2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

### 応急仮設住宅等の供与

町は、必要があるときは、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の建設を実施する。

### 応急仮設住宅等の建設予定地

町は、応急仮設住宅等の建設に当たっては、長期間居住することを想定し、交通、水道、教育、保健衛生等の条件を考慮の上、公園など公共の空き地等を利用する。

### 応急仮設住宅等への入居者募集

町は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要援護者の入居に十分配慮する。

### 公営住宅等への一時入居

町は、避難生活が長期化する場合には、空き室のある公営住宅等を避難住民等にあっせんする。また、民間の賃貸住宅等について、所有者や管理者に協力を依頼し、避難住民等へのあっせんを行う。

### 住宅の応急修理

町は、必要があるときは、町内の建設業者の協力を得て、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を実施する。

## (3) 食品の給与及び飲料水等の供給

### 飲料水の供給

町は、非常用飲料水貯留槽、配水池、鋼板プール、河川水、井戸水等を活用して応急給水に必要な飲料水を確保し、避難所において給水活動を行う。この場合において、町だけでの対応が困難なときは、県等へ応援を要請する。

### 食品の調達・供給

町は、備蓄食糧、関係団体との協定等により調達した食品等を、自主防災組織等の協力の下、避難住民等に供給する。調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

## (4) 生活必需品の給与又は貸与

町は、備蓄生活必需品、関係団体との協定等により調達した生活必需品等を、自主防災組織等の協力の下、避難住民等に給与又は貸与する。また、調達が困難な場

合は、県に対して支援を要請する。

(5) 医療の提供及び助産

町は、消防機関からの報告その他の情報から総合的に判断し、必要と認めた場合は、救護班を編成する。救護班は保健福祉センターに救護所を設置し、救護活動を行う。

町は、消防機関、避難所等から救護班の派遣を要請された場合は、足柄上三師会に医療救護班の編成を要請する。

町は、町において編成する救護班のみでは、応急対策が困難であると認めた場合は、知事に対して、救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、知事を通じて、国、医療機関である指定公共機関等に対して、救護班の派遣を要請する。

町は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等や関係団体から調達した医薬品等を活用するとともに、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

町は、医療を必要としている人で、災害により必要な医療が受けられなくなった人に対して、医療機関の協力の下、必要な応急医療活動を行う。

(6) 被災者の搜索及び救出

町は、搜索のための相談窓口を設置し、消防機関、県警察による搜索活動と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索及び救出を実施する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

町は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(8) 学用品の給与

町は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

(9) 死体の搜索及び遺体の処理

死体の搜索

町は、搜索のための相談窓口を設置し、消防機関、所轄警察署による搜索活動と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を搜索する。

また、搜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄

警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

#### 遺体の処理

- ア 町は、武力攻撃災害時には、中央公民館に遺体収容所を開設する。また、町は、捜索により収容された遺体を遺体収容所に搬送する。
- イ 町は、納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達するほか、必要に応じて県に協力要請を行う。
- ウ 町は、収容された遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を台帳に記録し、遺品を保存する。
- エ 所轄警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない場合は町に引渡すこととされており、その際、町は、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、町は、所轄警察署と協力して、遺族等への遺体の引渡し作業を行う。また、検案終了後に必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
- オ 町は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理する。

#### (10) 埋葬及び火葬

町は、遺体の引取り人がいない場合、又は災害による混乱のため遺族等による遺体の処理ができない場合は、近隣の火葬場にて火葬を行う。

町は、災害により火葬施設が使用できない場合は、神奈川県広域火葬計画に基づき、広域の応援要請を行う。

#### (11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

町は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場など、生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して、土木建設業者等との協定に基づき、除去を実施する。

### 3 救援の際の物資の売渡し要請等

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法に基づき、次の要請等を行うことができる。

なお、町長は、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続の下に行う。

(1) 物資の売渡し要請等

町長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品、飲料水、生活必需品等の物資であって生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該物資を収用することができる。

町長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

町長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

(2) 土地等の使用

町長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。

この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

(3) 医療の実施の要請

町長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。

この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

## 4 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、国及び他の都道府県に支援を求めよう、具体的な内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら、救援を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

さらに、災害時要援護者が滞在している施設における安否情報の収集に努める。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、事業所その他関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報及び必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

### 2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する安否情報報告書の様式に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。



### 3 安否情報の照会に対する回答

#### (1) 安否情報の照会の受付

町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する安否情報照会書の様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合及び照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。

ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

表 安否情報照会書

様式第4号(第3条関係)

# 安否情報照会書

年 月 日

大井町長 様

申請者  
住所(居所)  
氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍	
	(日本国籍を有しないものに限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  
 4 ※印の欄には記入しないこと。

## (2) 安否情報の回答

町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

町は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書により回答する。

町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者並びに回答の相手の氏名及び連絡先等を把握する。

表 安否情報回答書

様式第5号(第4条関係)

# 安否情報回答書

年 月 日

様

大井町長

年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答  
します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しないものに限る。)</small>	日 本      その他 (      )
	その他個人を識別する ための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

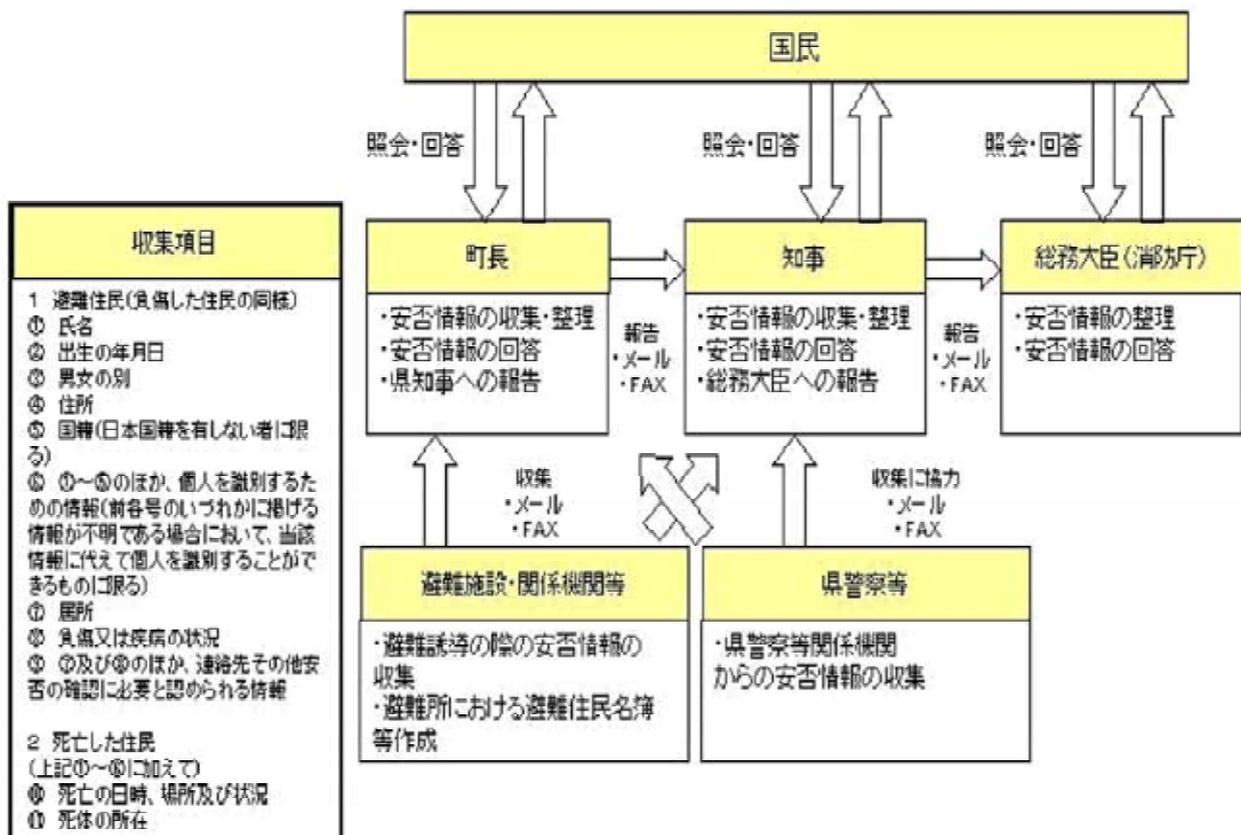
安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

### 安否情報収集・整理・提供の流れ



## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町内における武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合及びNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員及び特殊な装備等が必要となる場合等、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 町長への通報

職員は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死及び不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

##### (2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、職員、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、関係機関により既に現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣する。

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (3) 安全の確保等

町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報並びに町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供及び現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

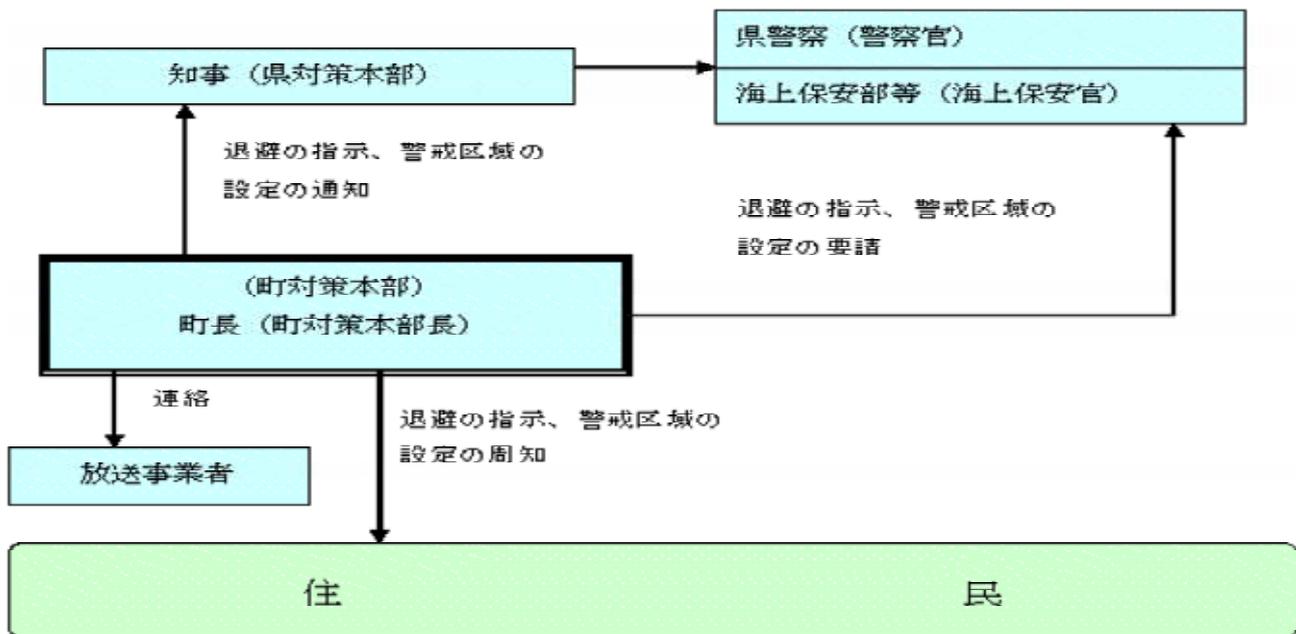
また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。



### 3 応急公用負担等

#### (1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### (2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

### 4 消防に関する措置等

#### (1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

## (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動並びに救助及び救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減するとされており、町は足柄消防組合と緊密な連携を図る。

この場合において、消防団は、保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

## (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

## (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

## (5) 消防の応援の受入体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

## (6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防団と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

## (7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

## (8) 安全の確保

町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、

全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

町長は、必要により現地に職員を派遣し、現地調整所において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等の各機関との情報の共有及び連絡調整にあたせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

被災地以外の町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防機関と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

町長は、特に現場で活動する消防団員に対し、特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合には、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防団による支援

消防団は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 町が管理する施設の安全性の確保

町長は、町が管理する施設についても、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

##### 【措置】

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第12条の3)

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

## 危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置		
		措置 1	措置 2	措置 3
町の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの  <b>【消防法】</b>	町長	第 12 条の 3		
<b>備考</b> (注 1) は法第 103 条第 3 項の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注 2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 7 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、(1)の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処

町には、原子力災害特別措置法(平成11年法律第156号)に規定する原子力事業所は存在しないが、町内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、町は、町地域防災計画「特殊災害対策計画」危険物等災害対策、放射能流出事故対策の定めるところに準じて措置を実施する。

### 2 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する

専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

##### 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

##### 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### (5) 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止

		・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 被災情報の収集及び報告

町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防団は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

町は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

町は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

町は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

町は、町地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期限の延長並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

町は、町が管理する公共的施設を適切に管理する。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

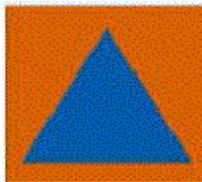
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

<p>表面</p>	<p>裏面</p>
-----------	-----------

（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

### (2) 特殊標章等の交付及び管理

町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・ 町の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団員
- ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。